

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例

制定 平成17年10月6日 宮城県条例第151号

改正 平成23年3月22日 宮城県条例第 22号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物の適正な処理の促進に関し、県、事業者、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の処理の適正化等を図り、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土地所有者等 県の区域内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(2) 産業廃棄物処理施設等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は法第14条第6項若しくは法第14条の4第6項の許可若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の3第2号の指定を受けて行う事業の用に供するために設置する産業廃棄物の処分若しくは再生を行うための施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(県の責務)

第3条 県は、事業者、土地所有者等、県民及び市町村その他の関係行政機関との密接な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の適正な処理に関する方針を定めるとともに、その従業者に対し、これを周知するよう努めなければならない。

2 事業者は、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な知識を習得するよう努めるとともに、その従業者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関する研修を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう所有地等を適正に管理するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を県その他の関係行政機関に通報するとともに、当該産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

3 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、自ら地域の生活環境を保全し、及び生活の安全を確保するため、産業廃棄物の不適正な処

理が行われないうち配慮し、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を県その他の関係行政機関に通報するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 事業者の義務

(産業廃棄物管理責任者の設置)

第7条 事業者は、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物を生ずる事業場（法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者又は法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者がいる事業場を除く。）ごとに、産業廃棄物管理責任者を置くよう努めなければならない。

(委託先の確認等)

第8条 県の区域内に産業廃棄物を生ずる事業場を有する事業者又は県の区域内において産業廃棄物を処分しようとする事業者（以下「特定事業者」という。）は、当該産業廃棄物の処分を他人に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該処分を受託しようとする者が当該処分を適正に行う能力を有していることを確認しなければならない。

- 2 特定事業者は、産業廃棄物の処分を他人に委託したときは、規則で定めるところにより、当該処分の状況を定期的に確認しなければならない。

- 3 特定事業者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託した場合において、当該収集、運搬又は処分が適正に行われていないことを知ったときは、支障の除去等の措置を講ずるとともに、速やかに当該収集、運搬又は処分の状況を知事に報告しなければならない。

(産業廃棄物の性状の確認)

第9条 特定事業者は、規則で定める産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の性状を確認しなければならない。

(産業廃棄物であることの疑いのある物に関する報告)

第10条 特定事業者は、法第18条第1項の規定により産業廃棄物であることの疑いのある物について知事から報告を求められた場合において、当該産業廃棄物であることの疑いのある物が産業廃棄物でない旨の報告をするときは、規則で定める事項を記載した報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、当該産業廃棄物であることの疑いのある物が産業廃棄物でないことを説明する資料を添付しなければならない。

第3章 受託者及び中間処理業者の義務

(受託者の義務)

第11条 県の区域内において産業廃棄物の収集、運搬又は処分を受託して行う者は、当該産業廃棄物の受入れの都度、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物が自らの事業の範囲に含まれるものであることを確認しなければならない。

(特定中間処理産業廃棄物の保管の制限等)

第12条 中間処理業者は、中間処理産業廃棄物であって規則で定めるもの（以下「特定中間処理産業廃棄物」という。）が運搬されるまでの間、これを保管するときは、規則で定める数量を超えて保管してはならない。

- 2 中間処理業者は、規則で定める数量の特定中間処理産業廃棄物を保管するときは、当該保管の状況について、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

第4章 発注者の義務

第13条 建築物その他の工作物の新築，改築，増築，解体等の工事（県の区域内において施行されるもの又はその施行に伴って生ずる産業廃棄物が県の区域内において処理されるものに限る。以下「建設工事等」という。）を発注する者（以下「発注者」という。）は，産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用を考慮した設計に努めるとともに，当該建設工事等を受注する者（以下「受注者」という。）に対し，当該建設工事等の施行に伴って生ずる産業廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）の処理の条件を明示しなければならない。

2 発注者は，建設廃棄物の処理費用を適正に負担しなければならない。

3 発注者は，受注者が建設廃棄物の処分を他人に委託しようとするときは，規則で定めるところにより，あらかじめ，当該処分を受託しようとする者が当該処分を適正に行う能力を有していることを確認するよう努めなければならない。

4 発注者は，建設廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは，支障の除去等の措置を講ずるとともに，速やかに当該処理の状況を知事に報告しなければならない。

第5章 施設設置予定者及び施設設置者の義務

（説明会の開催等）

第14条 県の区域内において産業廃棄物処理施設等の設置又は構造若しくは規模の変更（以下「産業廃棄物処理施設等の設置等」という。）をしようとする者（以下「施設設置予定者」という。）は，当該産業廃棄物処理施設等の設置等に関する計画の概要を決定したときは，速やかに，当該計画の概要について，当該産業廃棄物処理施設等の周辺地域の住民その他規則で定める者（以下「地域住民等」という。）に対し，説明会の開催その他規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし，国又は地方公共団体が産業廃棄物処理施設等の設置等をする場合その他規則で定める場合は，この限りでない。

2 施設設置予定者は，当該産業廃棄物処理施設等の設置等に係る法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可の申請（当該許可を要しない場合にあつては，法第14条第6項，法第14条の2第1項，法第14条の4第6項若しくは法第14条の5第1項の許可の申請，法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又は省令第10条の3第2号の指定の申請）の前に，地域住民等に対し，当該申請等に係る産業廃棄物処理施設等の構造，処理能力，周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他必要な事項について，説明会の開催その他規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし，国又は地方公共団体が産業廃棄物処理施設等の設置等をする場合その他規則で定める場合は，この限りでない。

3 施設設置予定者は，前2項に規定する説明を行ったときは，当該説明に関し地域住民等から出された意見及びそれに対する回答，対応等の内容を，規則で定める方法により公開しなければならない。

（生活環境保全協定の締結等）

第15条 知事は，産業廃棄物処理施設等に係る周辺地域の生活環境の保全上の配慮に関し，地域住民等の理解と信頼を確保するために必要があると認めるときは，当該施設設置予定者に対し，規則で定める市町村の長若しくは地域住民等の代表者又は両者との間において，生活環境の保全に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 前項の規定により協定の締結を求められた施設設置予定者は，速やかにこれに応じ，協定を締結するよう努めなければならない。

3 前項の規定により協定を締結した施設設置予定者は，当該協定において定められた事項を当該産業廃棄物処理施設等の設置等に関する計画及び維持管理に関する計画に反映させなければならない。

（運営状況の公開）

第16条 県の区域内において産業廃棄物処理施設等を設置する者（以下「施設設置者」という。）は、当該産業廃棄物処理施設等の運営状況について、規則で定めるところにより、地域住民等に対して積極的に公開しなければならない。

第6章 雑則

（報告の徴収）

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者、中間処理業者、発注者、施設設置予定者又は施設設置者に対し、その産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設等の設置等又は建設工事等の発注に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業者、中間処理業者、発注者、施設設置予定者又は施設設置者の事務所、事業場又はその管理する土地若しくは建物に立ち入り、その産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設等の設置等又は建設工事等の発注に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第19条 知事は、特定事業者、施設設置予定者又は施設設置者が、第8条、第14条、第15条第3項又は第16条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理又は産業廃棄物処理施設等の設置等に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（公表）

第20条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告に従わなかった者に対し意見陳述の機会を与えなければならない。

（改善命令）

第21条 知事は、中間処理業者が第12条第1項の規則で定める数量を超えて特定中間処理産業廃棄物を保管しているときは、当該中間処理業者に対し、期限を定めて、同項の規則で定める数量を超えて保管している特定中間処理産業廃棄物を適正に処分すべきことを命ずることができる。

（適用除外）

第22条 この条例の規定は、仙台市の区域については、適用しない。

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第24条 第21条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第18条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金

刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に中間処理業者が保管している特定中間処理産業廃棄物については、平成19年3月31日までの間、第12条第1項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に知事に対して法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項、法第14条の5第1項、法第15条第1項若しくは法第15条の2の5第1項の許可の申請、法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又は省令第10条の3第2号の指定の申請がされているときは、第14条及び第15条の規定は、適用しない。

1 この条例の施行の日前に、施設設置予定者が第14条第1項又は第2項の規定による説明に相当するものとして規則で定めるものを行ったときは、これらの規定による説明を行ったものとみなす。

附 則

この条例中第2条第1項第2号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成23年4月1日から施行する。